

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 91 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2023 年 2 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

### 再生可能エネルギー・グリーン製品の原産地保証制度



オーストラリア政府は、オーストラリアの新しい水素産業と国際的な水素市場の出現を見越して、過去 2 年にわたって水素についての原産地保証（Guarantee of Origin、「GO」）制度の開発を進めてきました。その過程で得られた知見を踏まえ、現在、再生可能エネルギーおよび製品サプライチェーン全体を対象とする、より広範な GO 制度が提案されています。

GO 制度の下では、Product GO と Renewable Electricity GO（REGO）の 2 つの新しい証明制度が作られます。Product GO は、製品をベースとする排出量計測フレームワークに関連するものであり、消費や輸出までのライフサイクルにおける製品の炭素強度（carbon intensity. エネルギー消費量に対する CO2 排出量）を測定、追跡、検証することを可能にするものです。REGO は、製品の製造等における、再生可能エネルギーの使用の主張を追跡、検証するために使われます。

本稿では、水素原産地保証制度についてのこれまでの経緯を再確認したうえで、今般提案されているより包括的な GO 制度について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## その他の注目のトピック

### セーフガード・メカニズムの改革（気候変動）

オーストラリアのセーフガード・メカニズムは、年間 100,000 トン超の二酸化炭素を排出するすべての施設を対象とし、各施設に排出量の上限として「ベースライン」を割り当てています。もっとも、ベースラインは一般に各施設の実際の排出量よりも高く設定されているため、排出量削減のための十分なインセンティブとなっておりませんでした。そこで、オーストラリア連邦政府は、2022 年後半のコンサルテーションを経て、セーフガード・メカニズムの改革案を公表しました。改革案では、現在の余裕分を減らすようにベースラインを再設定することや、2050 年ネットゼロ達成を目指す政府目標に即してベースラインの引下げ割合を設定すること、ベースライン以下の排出量に抑えた場合にセーフガード・メカニズム・クレジット（SMC）を付与して金銭的インセンティブを当てることなどが提案されています。

本稿では、現在のセーフガード・メカニズムの内容を再確認したうえで、今回提案されている改革案について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

### 証拠としての外国法の利用（訴訟）

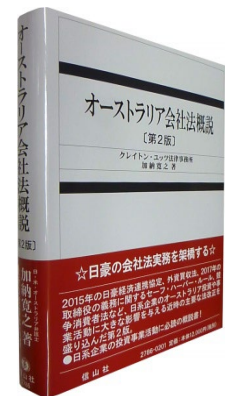
国際取引の契約書においてその準拠法となる国以外の国の裁判管轄が認められている場合等には、管轄裁判所における裁判において外国の法律（外国法）が問題となることがあります。オーストラリアの裁判の場合、外国法は専門家証言により立証されるべき「事実」の問題であると解釈されています。したがって、オーストラリアの訴訟において外国法に基づく主張を行う際には、当該外国法が適用されるべきであることおよび関連する当該外国法の内容の双方について、当事者が主張・立証する必要があります。

本稿では、オーストラリアの訴訟で（日本法を含む）外国法に基づく主張を行う場合の留意点等について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

### オーストラリア会社法概説

〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士 の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版は、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## 温室効果ガス排出削減のための施策（NSW 州）

ニューサウスウェールズ州環境保護局（EPA）は、産業界の温室効果ガス排出を削減するために、既存の環境保護ライセンス（環境に重大な影響を与え得る活動を行うために必要なライセンス）制度を対象とする、気候変動ポリシーと気候変動アクションプラン 2023-2026 を公表しました。EPA は、Inform and plan（聴取、支援、報告を通じた継続的な改善）、Mitigate（温室効果ガス排出の削減）、Adapt（気候変動への適応、レジリエンス）という 3 つの柱の下、既に着手しているものと今後始めるものを含め、25 のアクションを提示しています。

本稿では、ニューサウスウェールズ州のこれらの気候変動ポリシーとアクションプランについて概説するとともに、25 のアクションのうち環境保護ライセンス保有者に関連するものについて紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## 倒産解除停止規定に関する裁判所の決定（倒産法）

会社法の倒産解除停止規定（ipso facto stay provision）に関して、近時初めて連邦裁判所の決定が下されました。倒産解除停止条項とは、相手方に倒産手続の開始などの一定の信用不安事由が生じた場合に契約を一方的に解除できる倒産解除条項（ipso facto clause）について、その効力を一定の倒産手続の開始時点から終了時点まで停止させる会社法上の規定のことであり、契約上の倒産解除条項が当該相手方の事業再建の支障となることを防ぐことを目的としています。

連邦裁判所の決定では、倒産解除停止規定は管財（administration）に起因する契約上の権利（解除権等）を対象としており、当該権利に対する停止の効力はその後の清算（liquidation）まで継続し得る一方で、清算に起因する契約上の権利（解除権等）を停止するものではないこと等が明示されました。

本稿では、倒産解除停止規定に関する連邦裁判所の上記決定について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## 今後のセミナーの予定

### 4th Asia-based International Financial Law Conference

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催する 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇します。Conference のプログラムや参加方法等については、[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

## 最近行われたセミナーのご報告

### 豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について解説しました。

講演の内容は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

## 最近の出版物等

### M&A Report November 2022 の公表

クレイトン・ユッツ法律事務所の M&A Report の最新版が公表されました。本レポートでは、過去 12 か月の M&A 取引の傾向、関連する経済状況や規制、2023 年の見通しといった事項を産業別に分析しています。本レポート（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

## 『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われたことを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしました。アップデートされた本冊子は[こちら](#)からご覧いただけます。

## 『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕(2019)

加納弁護士著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

## 連絡先

---

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599(大竹)までご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
メール : [hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹  
メール : [syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



ロイヤー 嶋田雅  
メール : [mshimada@claytonutz.com](mailto:mshimada@claytonutz.com)



ロイヤー Kai Priestly  
メール : [kpriestly@claytonutz.com](mailto:kpriestly@claytonutz.com)



外国資格実務家 梶原康平  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
メール : [kkajiwara@claytonutz.com](mailto:kkajiwara@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
メール : [kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)